

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、その翌日)

## 目 次

◇ 告 示 保険医療機関の指定(保険課)

結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(〃)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(農村整備課)

## 告 示

### 鳥取県告示第七百五十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成四年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
皆生病院	米子市西福原一五九八―七	平成四年九月一日
世良田医院	米子市和田町一七一〇	〃
板倉医院	日野郡日南町多里二二五	〃
小徳齒科医院	米子市河崎一七四〇―二二	〃
仙田薬局	米子市角盤町一丁目二五	〃
芦津齒科医院	八頭郡船岡町大字船岡三八五	平成四年九月九日
医療法人専仁会 信生病院	倉吉市明治町一〇二七	平成四年九月十日
竹田内科医院	米子市昭和町三〇―三	平成四年九月十一日
野口齒科医院	米子市旗ヶ崎一丁目二―一	〃
やまね内科クリ ニック	鳥取市行徳は三一七	平成四年九月一日

鳥取県告示第七百五十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成四年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
麻木クリニック	鳥取市松並町二丁目五〇二一	平成四年八月十七日
松岡内科	鳥取市賀露町一七〇三―七七〇	〃
花木こどもクリニック	八頭郡家町大字宮谷一九三―一	〃
音田内科	倉吉市東町四三五	〃
有限会社羽場薬局	鳥取市賀露町一七〇三―一二二	〃
小林薬局東町店	倉吉市東町四三五―一〇	〃
元気堂薬局	米子市東福原五五六―一一	〃
佐野薬局	米子市上後藤二丁目三一六	〃

鳥取県告示第七百五十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成四年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
麻木クリニック	鳥取市松並町二丁目五〇二一	平成四年八月十六日
佐野薬局	米子市上後藤二丁目三一六	〃
井沢医院	境港市竹内町七九一―八	平成四年七月二十日

鳥取県告示第七百五十六号

大山町が行う土地改良事業（単県かんがい排水事業明間地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成四年九月二十一日から二十二日間
- 三 縦覧に供する場所  
大山町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。